

○議長 宮城清政君 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

開議（午前 10 時 00 分）

日程第 1．会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第 1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって 10 番 大城 毅議員、11 番 宮城寛諄議員を指名します。

日程第 2．一般質問

○議長 宮城清政君 日程第 2．一般質問を行います。それでは、通告書のとおり順次発言を許します。6 番 赤嶺奈津江議員。

〔赤嶺奈津江議員 登壇〕

○6 番 赤嶺奈津江さん 6 月議会一番手、赤嶺奈津江です。大問を 3 問質問させていただきましても、すべて質問させていただき、再質問から一問一答でさせていただきます。1. 学校施設や公共施設での子どもの居場所づくりについて（1）町内の学校施設の一般開放（夜間）で、子どもがいると使用させないとの通知があったと聞くがその理由は何か。（2）運動部に入っていなかったり、部活を途中でやめたりと、体を動かす機会が少ない子どもたちがいる。一般開放時間帯に居場所としての使用をさせてもいいのではないか。（3）一般開放や子どもの居場所づくりを保護者や地域住民のサポートで行えば、コミュニケーションとスポーツでのストレス解消、非行行動の抑制になるのではないか。

2. 世界のウチナーンチュ大会に向けての取組を問う（1）今年、5 年に 1 度の世界のウチナーンチュ大会が行われる。本町は、これまでも海外移住された方々との関係を深めるための交流事業も行っている。このような大きい大会があるときこそ、南風原に来てもらい、さらに交流を深めるような事業を行うことが大事だと思う。今回、補正予算を組んで、町長、議長が南米へ訪問する。成果が多く、実りあるものにして欲しい。本町の今後の計画（世界のウチナーンチュ大会時）がどのようになっているかお伺いします。

3. 文化センター及び 20 号壕の利用状況と休館日について問う（1）文化センター及び 20 号壕の修学旅行生をはじめとする町外からの利用者の状況はどうか。（2）多くの方に利用してもらいたいが、維持管理の面から課題等はないか。（3）修学旅行などは、平日であることが多いと思う。平日の休館は問題ないか。曜日ごとの利用者統計を取り、変更等を

検討したことはないか。以上 3 点、よろしくお願いします。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 赤嶺奈津江議員のご質問にお答えします。質問事項 1. 学校施設や公共施設での子どもの居場所づくりに関するご質問でございます。(1) 学校施設の開放について、以前は学校体育施設等利用説明書にて学校体育施設解放時に子どもを連れて来る場合は、責任を持って安全を確保することとしておりましたが、保護者が体育館夜間利用中に連れて来た子どもが高所に上りそこから転落した事故がありました。そこで、注意喚起を促すために同説明書を学校体育施設解放時には子どもを連れて来ないことに変更いたしております。(2) 児童生徒の学校施設利用については、教育委員会が認める機関及び団体と指定されており、子どもの居場所づくりなど目的が明確で複数の監督責任者・保護者により組織され、南風原町立学校施設の開放に関する規則における使用許可団体等として認められる団体であれば使用可能でございます。(3) でございます。議員のご質問のとおり、たとえば自治会において伝統芸能を児童生徒たちが学び活動することは、伝統芸能の継承だけでなく非行行動の抑制等に大きく貢献していると考えています。また、学校体育施設においても保護者や監督責任者等の下、スポーツ活動をすることにより、児童生徒のストレス解消や非行行動の抑制につながっていくものと考えております。

質問事項 2. 世界のウチナーンチュ大会に向けての取組を問うに関するご質問でございます。(1) 現在のところ、10 月 28 日、中央公民館黄金ホールで歓迎会を予定しております。他の事業につきましては、今後、生涯学習文化課を事務局に企画財政課等、実行委員会を結成して大会の日程等を考慮しながら検討してまいります。

質問事項 3. 文化センター及び 20 号壕の利用状況と休館日に関するご質問でございますが、(1) 平成 27 年度は文化センター見学者 1 万 6,922 人で、町外 1 万 1,639 人、町内 5,281 人。20 号壕見学者 1 万 1,287 人、町外 1 万 652 人、町内 635 人となっております。(2) 現在、壕につきましては、壁面のわずかな崩落、雨天時に 19 号壕付近から雨水が出口方向に流出しております。今後の維持管理については、南風原町文化財保護委員会に壕の維持管理等の専門部会を設置し検討をしてまいります。(3) 文化センターは、企画ホールで企画展等イベントが開催され、社会教育施設として土日の開館が求められています。現在、休館日の変更等の検討をしたことはございません。以上でございます。

○議長 宮城清政君 6 番 赤嶺奈津江議員。

○6 番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。以前は、一般開放時に子どもを連れて来ても保護者責任でということでありましたけれども、最近は子どもを連れての使用ができなくなっていると相談がありまして、なかには中学生や高校生というなかなかコミュ

ニケーションを取りづらい年齢の子たちとその日を持つとわざわざセッティングをしてというように親子のコミュニケーションの場として利用してこられた方もいらっしゃると思います。そういった観点からも、ぜひ、すべてを否定するのではなくて、最初からできない前提の話ではなくて、利用する方にこういったかたちであれば利用できますよというような説明をするべきだと思うのです。そういった通知を出してから、このような相談があった方がこれまでいたかどうか確認は取れていますか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 今までそういった相談があったか確認は取れていません。ただ、先ほど教育長から答弁があったように、現在の文書の書き方は注意喚起となっています。ですから、すべてを否定したわけではなく、きちんと監督をする保護者がいれば使用はできることになっております。

○議長 宮城清政君 6 番 赤嶺奈津江議員。

○6 番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。私のほうには、子どもを連れての使用であれば今後は使用許可をしないというような話があったと連絡がありました。それで今回、質問をさせていただいたのですけれども、やはり子どもの居場所としても、スポーツをしていない、していたのにできなくなった、環境等により部活が続けられない子もなかにはいます。そういった子たちを引き受けて練習をさせたいと言う方がいらっしゃいまして、どういうふうにしたらいいのか相談に行ったけれども窓口ですぐに帰されたという話があったので、そういった方々への説明会などを設けるべきではないか。1 件 1 件やると大変だと思いますけれども、使用する際に、特に中学生、高校生が参加する可能性があるサークル等については、私が考えるなかでも 10 時に終わって帰りなさいでは補導の対象となって困りますので 9 時半までとかお互いに歩み寄りと言いますか、こういうかたちにすればできますよという案内をかけるべきだと思うのですね。これまで、そういったサークル等に未成年者と言いますか学生がいることを確認したことがあったかどうか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 学校の施設利用につきましては、開放規則の 5 条に保護者及び監督責任者の付き添いがあることを条件とするとあることから、保護者・監督者がいれば利用することができます。ただ、議員がおっしゃるように、町の教育委員会では早寝早起き運動を推進しています。9 時半までには寝ることが望ましいということから、いろいろな側面から確認しながら、利用については窓口での相談があった場合とか説明会の相談が

あった場合には対応してまいりたいと考えております。

○議長 宮城清政君 6 番 赤嶺奈津江議員。

○6 番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。では、使用できる前提で、使用するためにはどういう条件が必要ですよという説明をきちんと窓口でやるということによろしいですね。この居場所づくりは、運動でのストレスの解消の場であったり非行抑制もあるのですけれども、貧困の問題等で塾に行っていない、部活もやっていない子たちの居場所としてもぜひ使って欲しいということもあって提案しています。なかには部活が続けられない理由が貧困だけではないこともあるのです。

[赤嶺奈津江議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午前 10 時 12 分)

再開 (午前 10 時 12 分)

○議長 宮城清政君 再開します。

○6 番 赤嶺奈津江さん いろんなかたちで居場所を欲している子どもたちがいます。教育だけではなく貧困対策も含まれています。子どもたちへの対策がいろいろ打たれているなかで、教育部局だけではないつながりが出てきますし、子ども課でも貧困対策等いろいろ打ってきていますので、子どもの居場所づくりのなかでもキッズルーム、元気ルームに行っている子どもたちが週に 1 回、そういった学校施設で夜、体を動かす場をぜひ持ってもらいたいと考えています。経済状況だけではないとありますけれども、その情報収集はいろんな方から取らないといけないと思います。教育部局だけでは収集できないもの、子ども課だけでは収集できない情報等もあると思うのですけれども、総務課、税務課関係でも税金が徴収できないとか保護世帯であったりとかというこの連携を取るための会議も必要だと思うので、そういった会議がいまあるかどうか確認だけさせてもらっていいですか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 それでは、お答えいたします。貧困等の子どもの居場所関係について庁舎内で連携しているかにつきましては、現在、民生部で事業をしていますが教育部とも連携が必要だということで連携をしているところであります。また、今週中には両部で連携の会議を開く予定となっております。

○議長 宮城清政君 6 番 赤嶺奈津江議員。

○6 番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。子どもの居場所については、一つの部署では絶対にできないことだと思いますので、今、教育部局、民生部とお話がありましたが、ぜひ総務部も一緒に話し合いながらやっていただきたい。子どもの居場所には、大人もかかわってきますから、いかに地域力につなげていくかにもなると思いますので、ぜひ前向きな取組をお願いしたいと思います。1 問目は以上で終わりたいと思います。

2 つ目です。世界のウチナーンチュ大会に向けてということで、答弁では 28 日に歓迎会をとありました。それ以外の検討と言いますか、これまでにやった流れや、またどういった取組が考えられるか話し合いの場に出ているかどうかお伺いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 日程については確認しましたが、内容についてはこれからの状況であります。町内の観光施設の案内等があるかと想定されますが、具体的な内容についてはこれからの協議となっていきます。

○議長 宮城清政君 6 番 赤嶺奈津江議員。

○6 番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。まだ内容等は正確にされていないとのことですが、8 月後半からは町長も議長も南米へ行かれて案内をかけるとのことでありまして、早めに町としての取組はこうだということにならないと、もう 7 月が目の前であります。南風原においでと言うのに計画を何も発信していない、歓迎会で終わりなのかいうのではなく充実させたものであって欲しいと思います。なかにはこの大会期間中だけではなく、延泊して南風原で自分のルーツを探したり、南風原だけではなく自分のルーツである沖縄はどうなっているのか調べたいという方もいらっしゃるかも知れませんが、そういったことからいろいろな取組が考えられると思います。今、他市町村の担当との情報交換があるのかどうか教えていただきたい。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 現在、ウチナーンチュ大会については、県が主催していることから県での説明会等、関係課の集まりがあります。そのなかで情報交換はしております。

○議長 宮城清政君 6 番 赤嶺奈津江議員。

○6 番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。ぜひ、南風原町に来て良かった、また来たい、それぞれ地元に戻ったあとに沖縄は素晴らしいよ、南風原に行っておいでと言

ってもらえるような歓迎体制を取って欲しいと要望して終わりたいと思います。

次に 3 点目です。文化センターと 20 号壕の利用状況と休館日についてですけれども、今、文化センター見学者が 1 万 6,922 人で町外 1 万 1,639 人ということでありましてけれども、このうちの修学旅行生がどのぐらいの割合か分かりますか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 申し訳ございませんが、修学旅行生がいくらかの集計を持ち合わせておりません。

○議長 宮城清政君 6 番 赤嶺奈津江議員。

○6 番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。実際には修学旅行生など平和学習で子どもたち、学生が利用することも多いと聞いていますけれども、なかには断られるということも聞きますが現状はどうなっていますか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 重複した場合は断ることもありますが、ただ、水曜日閉館日でも事前に分かれば対応をしていますので、できるだけお断りするケースがないようにしているところです。

○議長 宮城清政君 6 番 赤嶺奈津江議員。

○6 番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。(2) ですが、現在、壕に崩落等があるということですが、これだけの来場者があって事故等があっては困ると思うのです。崩落が見られるようになったから専門部会を設置して検討するという事になったのですか。それともそれ以外で検討していて、その途中でそういうことがあったのか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 20 号壕につきましては、公開して数年たつのですが、公開するうち徐々に、大きな崩落ではありません。わずかな崩落ではあるのですが、安全が第一でありますのでこれから維持管理の専門部会を設けて管理する時期に来ているということで立ち上げて確認していきたいということです。

○議長 宮城清政君 6 番 赤嶺奈津江議員。

○6 番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。戦争時に造られたものですのでかなりの劣化、懸念があると思いますし、来場された方がけがをされても困ります。県内の公共の公園で、階段から滑って打ち所が悪くて亡くなったという事例があったそうです。そういったことから、公共施設で管理しているわけで子どもたちもいますし、何があるか分かりませんので早めに対応するべきだと思います。検討から始める前に緊急にやるべきだと思いますので早めの対応をお願いしたいと思います。

(3) ですがけれども、現在、水曜日休館日ということですが、水曜日でも前もって打診があった場合には受けたいと答弁がありましたけれども、実際には職員の配置等にも影響してくると思います。休館日に依頼があった場合、人員体制に支障はないのか。土日にイベントが入りますよね。ですから実際に支障がないのかお伺いします。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 支障ないようにローテーションを組んでいます。

○議長 宮城清政君 6 番 赤嶺奈津江議員。

○6 番 赤嶺奈津江さん 今、休職者もいらっしゃると聞いていますので、このなかでの水曜日、町として会議も多いですし、土日出勤しても本庁とのやり取りもできないわけですし、いろんな立場からなかなか休みが取れない体制ではないかと私は思います。休みが取れていると確認できていれば問題ないと思いますが、実際に今、水曜日に開けることも多い。また、展示の案内とかいろいろかかわってくるとは思います。職員の過重労働になっても困りますし、また展示物についてもライトを当ててるのも週 1 回は休ませなければいけないところ、特にこの 5 月、6 月は平和学習が集中する期間でもありますので、そういったなかでの方法としては休日休館日の在り方も検討すべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 お答えします。ローテーションで運営していますから負担はないと認識しています。また、水曜日は要望があつてからやっていますが、平成 27 年度の事例から見ても毎週あるわけではなくて、基本的には水曜日休館となっていますから施設、事務的な面からも無理のない運営をしているところでございます。

○議長 宮城清政君 6 番 赤嶺奈津江議員。

○6 番 赤嶺奈津江さん 無理がないとありましたけれども、私が聞いたなかでは修学旅行の受け入れで 200 名など大人数のラインだと受け入れるけれども、少人数だと断ったりするとも聞いていますが実際はどうですか。

○議長 宮城清政君 生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長 神里 智君 お答えします。おおむね 80 名を受け入れしております。

○議長 宮城清政君 6 番 赤嶺奈津江議員。

○6 番 赤嶺奈津江さん 80 名とありましたけれども、南風原町では生徒数が大人数の学校が多いのですが、本土の学校では少人数も多いと思うのです。また、私たちが平和学習で本土へ行かせたり県内離島に行かせたこともありましたけれども、必ずしも大人数で修学旅行や研修を受け入れるわけではないと思うのですね。平和の発信地としての文化センターの役割を大々的に打ち出しているわりに断るとするのは残念なことだと思うのですが、いかがですか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 今、断っているケースは水曜日の話です。ですから、水曜日以外はすべて断りなく、重複がない場合は受け入れております。水曜日の閉館日については、休ませるものとしており、それでもしかし 80 名以上の申込みがあった場合には対応しているということになっております。

○議長 宮城清政君 6 番 赤嶺奈津江議員。

○6 番 赤嶺奈津江さん 私からすれば 80 名という基準が分かりませんし、修学旅行は学校教育の中に入りますので平日に出発して平日に帰るのがほとんどなのです。ですから、水曜日が修学旅行の日程に入ることは多くあると思うのですね。そのなかで水曜日が閉館なのはクエスチョンだと思うのですが、実際どうですか。

○議長 宮城清政君 生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長 神里 智君 だいたい半年前から予約します。また、他の博物館な



どは月曜日が休館日になっています。そこで水曜日を開けますとなった場合に、どこかに休みを取らなくてはいけなくなるのです。壕にしてもずっと開けっ放しにすると劣化が出てきますし、職員の健康管理もあります。県立博物館や他の博物館などでも月曜日が休みですから、南風原町では別の日に設定して来てもらうということで休みが水曜日になったようです。ですから、平日の月曜日から金曜日までにどれぐらい来るかとなりますと、トータルすると木・金が多い。議員おっしゃるように土日を閉めてはどうかというお話もあるかと思うのですが、土日はまた社会教育施設ですから県内の方もいらっしゃいますし、イベント等もやりますので平日の休みがいいのではないかということで平日にしている状況です。

○議長 宮城清政君 6 番 赤嶺奈津江議員。

○6 番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。博物館等が月曜日休みで、月曜日に南風原に来てもらって、水曜日にそちらへ行ってもらえればということだと思いますけれども、だいたい月曜日出発で、受け入れをやることがないという前提なのかと私は思います。こちらからお願いして県外にも行っていますが、その人数も 24 名など 30 名以下だと思うのですね。そういったときに断られるというようなことがあると、残念な交流になるのかと思いますし、せっかく平和の発信ということのでんぼっているのに断るというのはどうか。休館日の在り方、完全休業にするのではなくて中の見学だけとか、職員体制で言えばいろいろ検討ができると思いますし、土曜日は午前中だけの開館だとか開館方法もいろいろあると思います。そうでなければ、学芸員さんも今はお二人ですか、人数的にも限られていますし、その体制の作り方、人員配置も検討しなければいけない部分もあるのかと思います。維持管理の部分からもやらなければいけないところがあるのならば、どうすれば劣化が抑えられるのか、それぞれ考えなければいけない時期ではないかと思います。私が聞いた範囲では、昔デパートの休業日は水曜日が多くて、なぜかと言えば人の出足が水曜日は少ないからという話もありました。今は年中無休がほとんどの状況というのもありますし、必ずしも土日を休館日にしたほうが良いというのではなくて、休館日の在り方、人員配置、極端に言えば常にいらっしゃいと言うのであれば 365 日になりますし、状況は変わってきていますから受入体制、人員体制、すべてを検討する時期ではないでしょうか。20 号壕の場合、崩落の危険性があるというのであれば、この時期しか開放できませんとかいろいろ方法はあると思います。平和の発信地としての役割は大きいと思いますので、検討すべきだと思います。どうでしょうか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 水曜日の閉館日にお断りすることは、頻繁にあるわけではあり

ません。それがたくさんあるイメージに取られるならば語弊がありますので修正させていただきます。ただ、今はスムーズな運営がなされていると認識しています。今後は、壕だけでなく各施設、公共施設は安全が一番でありますので、安全・安心な運営に取り組んでまいりたいと思います。文化センター、壕については、現行の休館日は水曜日で進めてまいりたいと考えております。

○議長 宮城清政君 6 番 赤嶺奈津江議員。

○6 番 赤嶺奈津江さん 今の答弁では現行のままだとありましたけれども、常に見直しをすると、前回議会で質問した際には全部署をとおして常にスクラップアンドビルド、どういうふうにしていくか検討していくとありましたので、ぜひ検討すべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 担当部署から課題はないかどうか、確認する作業はやってまいりたいと考えております。

○議長 宮城清政君 6 番 赤嶺奈津江議員。

○6 番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。これまでこういう体制だったからこれでいいというのではなく、常に見直しをしていく体制は必要だと思いますので、ぜひ現状を見て欲しい。少人数を断ることは年に 1、2 回かも知れませんが、あそこは少ないと断るよというふうになるといけないと思いますので、ダブルブッキングとかどうしようもないときはあるかと思いますがやはり県内の小中学校でも少人数のところはありますので受け入れ態勢は大事だと思います。特に南風原も町外に出での学習があるわけですから、ぜひ前向きに対応していただきたいと思います。最後にもう一度お聞きしますが、文化センターの今後の体制、開館時間、いろいろ調整が必要だと思いますので、ちゃんと確認をして検討していただけますでしょうか。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 いろんなご意見、ありがとうございます。南風原文化センターの運営に関しまして、私は県内でも素晴らしい運営をしていると自負いたしております。同時に、水曜日の受け入れに関しましてはできるだけ受け入れしようとやっているわけですが、それはやはり文化センターとしての機能をしっかり発揮してもらいたいという

のがあるわけです。一方、議員ご指摘のとおり職員にはしっかり休暇を取ってもらいたいということもありますので、そのへんはどちらが優先されるかなのですね。そのあたりは職員としっかり議論をして、見直すべき課題があるかというところから始めていきたいと思っております。私の考え方では、現在、月曜日が休みだったものを月曜日の申込みがずっと多い、ならばできるだけ月曜日の受け入れをして休みは皆で水曜日にとろうというようなことが内部で話し合われて、それが規則改正につながったと引き継いでおります。そのように改善して良い方向に来たものがさらにまた課題が出ているのかどうか検討してまいりたいと思います。いずれにしても、センターの運営と職員のしっかりとした休暇の取得、そのあたりも課題としてあるかと思っておりますのでそのへんも含めて検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長 宮城清政君 6 番 赤嶺奈津江議員。

○6 番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。私も、受け入れもやって欲しいし職員も守って欲しいという気持ちがたくさんあります。もし、人をたくさん配置しなければいけないとなったときには人的配置も検討していただいて、運営の方法はいろいろあると思いますのでぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。見直しはやはり大事ですから、これでいいのかどうか常に確認して、特に対外的なお客様が来る場所ですのでお願いして終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前 10 時 35 分）

再開（午前 10 時 37 分）

○議長 宮城清政君 再開します。通告書のとおり順次発言を許します。5 番 照屋仁士議員。

〔照屋仁士議員 登壇〕

○5 番 照屋仁士君 それでは、2 番手の質問に入りたいと思っております。昨日、沖縄県議会議員選挙が終わりました。この選挙で翁長知事を支持する議席は過半数を超え、政府と対峙する辺野古新基地建設反対の民意が改めて示されたと報道されております。新たな県議会へも様々な県政課題の解決に期待をいたします。また、選挙直前の 5 月中旬、米軍属による大変痛ましい事件が起こり、去った 5 月 24 日に本町議会でも抗議決議並びに政府への意見書が全会一致で可決されました。その後、私は、27、28 日と所用で上京いたしました。報道ではほとんど事件やその後には触れられておらず、周りからもほとんどこの話題すら出ない本土と沖縄の温度差を残念ながら感じずにはられません。今月も熊本、

東京と県外へ行く予定がありますが、あらゆる機会で声を発し少しでも沖縄のことに理解を得る一助になればと考えております。4月14、16日に発生した平成28年熊本地震により、熊本市内、益城町をはじめ甚大な被害がひろがり、今なお住宅が押し潰され避難所生活を余儀なくされている方々が大勢います。東日本大震災の教訓から、災害ボランティアの派遣や受け入れ、あらゆる被災地支援が展開されておりますが、それでも復旧にはまだまだ時間と費用を要します。私は5月15日から17日にかけて熊本を訪問し、大きな被害を受けた熊本市にある熊本県青年会館をはじめ熊本市内や益城町を視察し、被災した仲間から直接話を聞き、片付けの手伝いも微力ながらさせていただきました。今後も自分のできる復興支援を続けたいと考えております。本題に戻りますが、3月議会終了からあつという間に新年度に入り、そろそろ梅雨明けが待ち遠しいこの頃であります。本定例会の審議内容を見ても執行部の皆さんが滞りなく町政運営にまい進されているものと改めて感謝申し上げます。

さて、今回の一般質問は、本年度の取組から1件、また新たな提案を1件であります。通告内容も調べていただけていると思いますので、現状、状況、考え方、また前向きな姿勢を示していただければ幸いです。まず1問目であります。病児・病後児保育の改善を(1)平成27年度から始まった病児・病後児保育は、予算が増額されるほど実績が上がりました。しかし、実際には利用できないとの声もありますが実態はどうなっているかお答えください。(2)利用登録申請書が町ホームページにあります。実際の利用までの手順を示していただければと思います。(3)今年度の予算でも施設拡充の留意事項を付しております。現在、町内の受け入れ施設は1カ所で、診察でさえ先着で打ち切られるなど非常に人気の高い施設であります。委託施設の拡充にどう取り組んでいるかお答えください。以上、一問一答でお願いします。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 では、質問事項の1点目、病児・病後児保育の改善を(1)についてお答えします。病後児保育については、平成27年度より津嘉山にある「わんぱくクリニック」へ委託をして実施しております。年間の延べ利用実績は、町内332人、町外229人、計561人となっております。利用できない状況について病院に確認したところ、インフルエンザの流行期や事前予約で埋まっている場合など利用できない状況もあると報告を受けております。

(2)についてお答えします。病後児保育を利用する場合、まず登録申請が必要ですが、それは事前に役場でも利用当日に実施施設でも申請が可能です。次に、利用申請が必要ですが、それは利用当日に実施施設で病状連絡票に記入し提出します。その後、診察を経て利用の可否が決定されます。

(3)についてお答えします。議会からの留意事項を受け、町内で運営可能な実施施設

の調査、さらに町外の実施施設の受け入れ可能な状況などを調査しております。今後は、町内の実施施設の数を拡充するのか、または広域的な利用により拡充するのかその可能性と手法も含めて検討してまいります。以上です。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 それでは、再質問したいと思います。まず 1 点目ですけれども、利用できないとの声を受けた実態ということで、実際に 561 人の利用が昨年度の実績としてあったとご答弁いただきました。この人数に関しては、人数イコール日数と言いますか、例えば 1 日に午前・午後とかそういった受け入れがあるのか。基本的には 1 日だと思えますけれども、日数についても延べ日数はこの日数と考えてよろしいでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。日数については、午前と午後に分けているものではありません。1 日という単位で答弁しております。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 今年度、561 人という人数、また日数に関しても非常に大きな日数だし人数だと感じております。昨年度はたしかこの制度を始めて予定数より上回る利用があったということで補正予算も組んでいただいて、町民のためにできるだけ拡充しようということでありました。さらにそれに基づいて今年度の予算も 871 万ということで増額されていると、委員会でも当初予算の説明をいただいておりますが、今年度の予定数も同様な人数を考えているのか、それとも多めの人数を考えているのか、その人数と予算との関連をご説明いただければと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 今年度予定の人数に関しましては、昨年の実績等を勘案しまして、大枠 400 人から 600 人の範囲内ということで予算を計上しております。まずこの施設のキャパ的な部分もございますし、今年度はこの人数が施設での利用可能な分になるものだと思っております。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 ありがとうございます。今回、400 人から 600 人の利用者を見込んでいるということで、前回は 561 人ですので昨年よりプラスアルファということです。受け入れ人数については、予算との絡みもあとで提案したいと思います。

次に、町のホームページで告知をされていますし、当然、広報誌でもやったのだと思いますけれども、この町のホームページ上では他市町村の施設も併せてご案内をしています。そういった施設案内もありますが、その他市町村の施設の利用状況も把握しているのかどうか。していればお答えいただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 他の市町村で実施しておりますこの病児・病後児保育ですが、その病院ごとに各市町村の人数のデータはいただけませんので、その施設が例えば豊見城市であれば市外から何名の利用という把握でございます。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 そういったことであれば、実際に町内の方が他の施設を利用しているかどうかは分からないということになるかと思えます。これを聞いているのは、町のホームページで紹介されている他市町村の施設もありますがその施設によってはオープンに受け入れている所もあるのですよね。当然、市町村指定で補助金をもらってやっている所もありますけれども、那覇市の施設だと市外からも受け入れをしていますし、あるいは八重瀬町の施設だと町内以外は受け入れしませんとか、それぞれ状況は違うわけです。それぞれの施設がどのような受け入れをしているかについては、把握していただきたいと思うわけですが、その点についてはどうお考えでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 その施設が設置されている市町村以外の方を受け入れているかいないかについては、把握しております。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 ありがとうございます。把握しているということですので、非常にありがたいと思いますし、町民にも分かるかたちでお知らせいただきたいと思います。今、本町の指定施設は 1 カ所ということでありましてけれども、利用案内について見てみますと、まず前提が前日予約であります。また、部屋数についても 3 室、要するに受け入れが 1 日

3 人までと制限があるわけです。制限は 3 部屋でありますけれども、病児保育だけではなくて、当然、小児科の通常診療もやっておりますので診察については本当にいつも一杯です。受付時間の 1 時間を超えると留守電に切り替わるぐらい、予約の電話も非常に一杯の状況です。そういったなかで先ほどはインフルエンザの流行ですとか事前予約で埋まっている場合はできませんということもありますけれども、例えば診療状況で人が足りないとか病院の状況が大変忙しいとか、そういったことで受け入れられていないことがあるのかとかそういった状況まで聞いているのかどうかお答えいただければと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 そういった状況については、聞いてはございません。ただ、病児保育については、一般診察とは別の受付の電話番号になっていますし、そして予約電話が来ましたら、その病児保育が可能かどうか判断の診察は一般診察とは別でやっていると同っております。病院の一般診察と病児保育がリンクして、病児保育ができなくなるというような状況があるとは聞いておりません。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 ありがとうございます。診療、診察については、確かに事前予約で、前日に事前予約をして一般の診察時間の前に行っているのですよね。ですから、一般診察が 9 時からでしたら、8 時半からとかそういったかたちで行っていて、当然、別になっていると思うのですけれども、そういう仕組み上、診察が一杯で病児保育が受けられない状況はないと、制度上、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 そのような理解でよろしいと思います。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 そういう理解でいきたいと思いますが、ただ、先ほど申し上げたとおり 1 日 3 室であります。当然、ここの診療体制を見ますと、病児保育含めて日曜日ではできません、土曜日の午後もできません。そういったなかで年間 365 日、土曜日は半日と計算すると月 6 日は病児保育もできない。また、祝日もできない、ということがありますので、それを計算しますと稼働日数が約 276 日であります。276 日というと、今の利用実績 561 人からしますと、1 日に 2 名入っている。すでにそういう状況でありますので、これが

キャパとして最大あと 1 名は受け入れられるのでしょうかけれども、非常に慢性的に一杯であると私は理解しています。

次に、2 点目に移ります。利用登録の流れですけれども、町で事前の登録もできると、そしてまた利用当日に実施機関で手続きをすることができるということで両方できるのですけれども、事前登録と利用手続きにしても、町に申請が上がってくるわけです。当然利用するから申請をしていると考えますけれども、だいたいこの利用実績 561 人と町で把握している利用申込数についても同じなのかどうかお答えいただければと思います。要するに、町に登録を要するわけですけれども、登録している人数と利用実績とだいたい同じなのか、それとも登録している人数はもっと多いのかお伺いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 現在、平成 27 年度実績として町に登録している方は 73 名です。その方が複数回利用して 561 人となっていると思いますが、登録は 73 名です。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 数字が思ったより小さいですね。複数回、要するに何日か利用するとそれが延べ 561 になるのかと思いますが、登録人数が非常に少ないという印象があります。本町のなかでこの病児・病後児、0 歳からなのか、1 歳からなのか、中学生ぐらいまで利用できると思うのですけれども、本町には対象となる、病児・病後児保育を受けることのできる対象者は何人いらっしゃるのですか。この 73 人というのは何パーセントに当たりますか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 この病児・病後児保育の対象年齢は、0 歳から 8 歳までです。今年 3 月 31 日現在で、町内の 8 歳までの人数は、4,792 人です。ですから、先ほどの登録者 73 人は、1.5 パーセントとなります。以上です。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 この制度は、働く親にとっては非常に有益な制度だと考えます。本町は昨年からですけれども、県内では先駆けてやっている市町村が当然あるわけで、町内 4,792 名の対象者に対して登録が 73 名と、そういった部分では利用は広がっていて、この 73 名の方だけでも 70 パーセント近い使用状況がある。もう少し周知をすれば、当然利用者



も増えていくと考えられるわけですが、キャパの問題はありますが制度として 1.5 パーセントの利用実績からするともう少し周知を行っていく必要もあると考えますが、その点、どうお考えでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 この制度は、平成 27 年度から取り組んでおり、町のホームページや広報誌等で周知をしておりますがそれで十分とは思っておりません。引き続き、こういう制度がありますと周知をしていきたいと思っております。保育所でチラシを配布するなどやっていきたいと思えます。ただ、73 名であります、必ずしも病児・病後児保育だから預けるということではないと思えます。両親共働きにあってはどちらかが休んで子どもをみる、あるいはおじいちゃん、おばあちゃんに預けるとか、そういう家庭の状況もあると思えます。子どもにとってはやはり親元が一番安心ですので、そういう状況があると思えますので、現時点では 73 名の登録。制度については、今後もいろいろな広報等活用して周知していきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 ありがとうございます。当然、親が面倒をみることは大事だと思いますが、73 名が利用していると言え、一方からすると 73 名にしか制度が利用されていない、利用することができていないこととなります。知らないがゆえに不利益を受けている人たちというも想定されるわけです。南風原町は、今非常に高齢化率も低く若者世代、子育て世代がたくさんいます。町長はじめ子育てや今の貧困問題、いろんなことに力を入れているなかで、この制度は共働きの親にとって、また他市町村から移り住んで来られた世代にとって非常に有益な制度だと思います。やはり現状がホームページ、広報誌であってもこの 73 という数字は決して大きくないと思えますので、今後さらに広報の充実に努めていただきたいと思えます。先ほども聞きましたけれども、ただ、広報を充実させても受け入れ施設に問題があるわけです。他市町村の利用ができると先ほどもありましたけれども、他市町村を利用する場合も事前登録が必要なのか。本町の場合は、事前登録をして町内の施設を利用するということですが、他市町村を利用する場合はどのようにしているのか教えていただければと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 現時点で他市町村の施設を使う場合、その市町村での登録が必要かまで確認はしておりません。ただ、先ほどの答弁に続きますが、この 73 名以外に日

ごろからかかりつけの小児科が病児保育をしていれば親として当然そこに行くはずです。近隣の南城市などやっている小児科もございますので、この 73 名以外にそういう所を使っている方もいると思います。引き続き、そういう方々が何名いて、町外の施設をどのぐらい利用しているか調査して、今後のこの制度充実に努めていきたいと思います。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 ありがとうございます。他市町村でも多くはないのですが、近隣に利用できる施設があります。私も実際に南風原町の施設が使えないということで、南部徳洲会で案内を受けますと徳洲会系列では古波蔵のほうに「こくらクリニック」という施設があって、こちらの利用もできますとチラシも置かれていました。本町でも利用者から問い合わせがあるかどうかは分かりませんが、利用者が事前に分かるように案内、広報をぜひともお願いしたいと思います。

次に 3 点目にいききたいと思います。先ほどありました今年度予算の留意事項、今言った諸々の理由も委員会で話し合われましたけれども、それを踏まえてぜひとも施設を拡充してくれと議会からも留意事項を付けております。現在、町内施設、町外の実施施設についても調査している、またどのように拡充をするか手法を検討するとご答弁いただいておりますけれども、県内でも受診できる小児科自体が少ないのですよね。そういうことから考えますと結構大変なこともあるかと想像できるわけですが、この受け入れをできる施設に対する要件、例えば隔離をできる保育室を整備するとか保育士を配置するとか、諸々の条件みたいなものもこの病児・病後児保育についてはあるのかどうかご説明いただければと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えします。この事業を受け入れる要件ですが、本町が取り組んでいる病児対応型の病児・病後児保育については、保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること、調理室を有すること。それから、看護師等を利用児童のおおむね 10 人につき 1 名以上配置。また保育士についても 3 人につき 1 名以上配置などそういう要件がございます。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 当然、隔離できる場所が必要になるし、人員の配置で看護師だと 10 人に 1 人、保育士だと 3 人に 1 人ということでもありますけれども、ここで少し先ほどの予算との絡みもありますが、この 871 万の予算については利用者割ではないですよね。人数

だけの数値ではないと思います。当然、この受け入れを認定すると言いますか指定するに当たって基本料金がいくらでかつ人数でいくら、このようなものがあると思いますけれども、そのへんを併せてご説明いただければと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えいたします。この事業を受けるに当たっては、まず基本分がございます。それが 241 万 7,000 円。それに加算分がございます。50 人未満、それから 50 人以上 200 人未満、200 人以上 400 人未満というふうが増えていきまして、本町では先ほども申し上げましたように 400 人以上 600 人未満の範囲を想定していきまして、その分の加算が 629 万 4,000 円。先ほどの基本分と合わせて 800 万円あまりの予算額になっているということでありまして。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 今、なぜ予算の話をしたかと言いますと、例えば受け入れ施設が町内で増えた場合、今の施設の人数が減って予算措置が減るのではないかという懸念がありましたけれども、この予算には基本分が確保されていると、あとは人数に応じたきたいの配置ということでありまして、基本分でその施設拡充、人件費の補填、そういったことが賄われるのであれば、今ある施設にとっても単純にマイナスになるようなことはないと考えられますがそのような理解でよろしいでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 この制度そのものが今申し上げましたように基本額があって、加算分がそのような人数設定となっておりますので、施設が増えたとしても現在の施設に極端な影響があるものではないと思っております。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 今、そのようにお答えいただいたのは、先ほども申し上げましたように今ある 561 人という実績がやはり今の施設のなかでは何もなくても毎日 2 人以上埋まっているという状況であるわけです。そういうことでいきますと、それが 4,792 人の対象者のうちの 73 人ということであれば、1 パーセントでも増えればもう受け入れができないということになるわけです。要するに広報活動をして受け入れる場所がない、ということにもなり兼ねない。ぜひとも受け入れ先を確保しなければいけない、これが今非常に急

務であるし、やはりそれは働く両親、子育てをする親にとっては非常に有益なことであると繰り返し申し上げているわけです。そういうなかで町内施設には限りがあるわけですが、実際すでに当たっていただいているというところですが、町内にはどのような見込み、手応えみたいなものはあるのかどうかお答えいただければと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 現在、議会での留意事項も踏まえまして増設が可能なのかどうかということで、南部こども病院にも問い合わせをしてみました。ただ、向こうでは定員が 3 名。すでに事業所内保育がありまして、そこでの定員が 3 名であり、これ以上増やすことは現時点では難しいという回答であります。われわれとしてもどのような状況か、こども病院さんと話し合いをする予定であります。ただこれが施設を拡充していく場合でもやはり財政的負担のバランスを考える必要が大きいと思います。現在のわんぱくクリニックでの利用者 561 人ですが、そのうちの町内の利用者は 332 人、229 人が町外の方となっております。事業を展開していく市町村が実施する病院を増やしていくとやはり財政的負担が相当大きくなってきますので、その財政的な部分も見ながら、そして先ほど申しあげましたように町内の方の隣市町村の施設利用状況を見て拡充について検討していきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 ありがとうございます。当然、町の指定が 3 カ所、4 カ所にもなるとはあまり考えていませんので、今の 1 カ所にあと 1 つでも、もし可能であれば 2 つでもと考えています。隣的那覇市でも今は指定がたぶん 3 カ所しかないところですので、ただ、潜在的なニーズはあるのでそういうご提案をしています。なかなか指定施設を増やすことは難しいことも分かりますし、また、施設側をお願いしなければいけない条件整備も非常にハードルが高いと考えています。そういった観点からいくと、今現在、他市町村で受け入れをしている所との連携、要するに南風原町の指定施設も那覇市の指定も受けていますので那覇市からの受け入れもあるわけですが、近隣で自分たちの市町村しか受け入れませんよと言っている所をできるだけ本町からも受け入れてもらえるような連携を広げていく、またそういうところを周知していくことが求められると思います。実際、利用料金でみますと、わんぱくクリニックでもほぼ同額ですが、指定されている町内の利用者に対しては 1 日 2,000 円ですが、それ以外の利用者には 3,000 円という 1,000 円ぐらいしか変わらないわけです。そういったことからしますと、病児・病後児保育をファミサポ事業でやると 6,000 円から 7,000 円ぐらいかかるわけですから、1,000 円ぐらいの差で町外でもできるということであれば利用者もやはりそのほうが助かるのではないかと思います。

他市町村との連携について、先ほどの答弁の繰り返しになると思いますが、併せて今後も何とか拡充していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 現時点でわれわれも隣市町村で病児・病後児保育を実施している医療機関等を把握しております。豊見城市や南城市、那覇市、糸満市でも他市町村を受け入れしています。料金的にも町とほぼ同じで、市内だったら 2,000 円ですが市外であれば 2,500 円、だいたい 2,500 円が多いですね。そういう実施状況ですので、このあたりは隣市町村とバランスはとれているのかなと思います。さらに利用しやすくするためにも広域で実施できないかも検討してまいります。

それから、本町の医療機関でも例えば豊見城のどこどこ紹介もしているそうです。職場が那覇市であれば、那覇市はこの 3 カ所でやっていると丁寧に紹介もやっているとのことですので、引き続きわれわれも制度の周知に努めて、それから広域でできるような方向を検討してまいりたいと思います。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 良い制度ですし、本町も取り組んでいるのは非常に素晴らしいことだと思います。少しこの広報の仕方もチラシだったりホームページを工夫するということであったり、当然問い合わせには応えていただいておりますが、得てして子どもの体調不良は役場の開いていない夕方以降に起こるものなのですよ。私もこういう制度ができたことを同世代、後輩たち、子育て世代に言うわけですけども、ほとんどの人が知りません。それを知らせていくことも必要ですし、また知っている方に聞いても利用できないよ、いつも一杯だよと言うわけです。そういうことがあったのでぜひともそういう声を少しでもなくしていきたいと思いますので、引き続きがんばっていただきたいと思います。

次に移ります。2.「ちばレポ」に学び、住民参加の見える化を、であります。皆さんには「ちばレポ」に関する資料もお配りさせていただいております。これについては、昨年の 10 月 28 日から 29 日にかけて、私も理事をさせていただいている一般財団法人日本青年館主催の第 20 回清溪セミナーに参加をしました。今回の質問は、そこで学んだ一部であります。少し紹介をさせていただきます。この清溪セミナーは、住民の目線に立ち、自治体の政策形成におけるチェックをする議会の機能強化を目的に、全国各地の青年団、OB 議員、他首長等で実行委員会が生まれ毎年 10 月ごろに行われております。『TV タックル』で有名な福岡政行先生を講師にタイムリーな事例や充実した講師陣で、昨年度はお隣の南城市からも参加がありました。興味があれば同僚議員の皆さんもぜひご参加いただければと思います。さて、たくさんの事例や講義のなかで私が強く興味を持ったのは、千葉市総

務局次長・CIO 補佐監の三木浩平さんを講師に行われた、マイナンバー時代の IT を活用した自治体サービスという講話で、そのなかに「ちばレポ」という事例がございました。当然、この千葉市については、人口 97 万超の政令都市でありますし、行政規模が違いますが、このサービスについては千葉市が他の自治体で利用できるようにと開発から取り組んだと説明を受けたことから、他の道府県の市町村議員からも共感と質疑が多数上がりました。全国でも先駆けた事例だと思いますので、次のように質問します。(1) 人口や面積など規模は違えども、新しい住民参画のかたちとして「ちばレポ」(ちば市民協働レポート)をどう評価するか。(2) 本町は「すぐやる班」が設置され、町民からの指摘や要望に迅速に対応している。「ちばレポ」に学び、見える化できないか。(3) 「ちばレポ」は、千葉市が開発したが、他市町村でも低コストでの導入・運用ができる。本町も検討してはどうか。お答えをお願いします。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項 2 点目の「ちばレポ」に学び、住民参加の見える化を(1)についてお答えします。まず、情報提供をいただき、ありがとうございます。千葉市の特長を生かした市民協働によるまちづくりを目指した市民と行政をつなぐコミュニケーションツール「ちばレポ」が、新しい住民参画のかたちとして活用されていることは良い取り組みだと思います。(2)と(3)については、関連しますのでまとめてお答えします。「ちばレポ」は、千葉市の特長や規模にマッチした方策として導入されたと思います。現在、本町においては、まちづくり振興課すぐやる班や住民生活環境班で多様な町民要望に迅速に対応しております。ご提案の本町における住民参加の見える化については、千葉市の事例がいいのか、他にも有効な手法があるのか含め、導入や運用など費用面も含めて調査研究していきたいと思っております。以上です。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 ありがとうございます。新しい住民参画のかたちとして評価するとご答弁いただきました。この「ちばレポ」の良いところは、携帯電話のアプリになっていて、例えば道がどこから破損しているとかそういったものを写真に撮ってアップをすると、行政がすぐ対応できるというところがまず 1 点。もう 1 つは、行政だけではなくて協力していただける企業や団体も募ることで、行政ができないことをその企業や団体がサービスとして提供する。逆にサービスする側を増やすという、そういった利点も考えるわけです。当然、この「ちばレポ」に参加してくれる住民が増えることも予想されますけれども、住民サービスを提供する側、協力企業・団体が増えていくことも考えられます。そういった部分でサービスを提供する側、そして受ける側、その両方が住民参画できるという

視点が非常に良いことだと考えるわけですが、その点について詳しく感想があればお答えいただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 私も議員からの情報提供がございましたので、さっそく「ちばレポ」をダウンロードして閲覧しました。おっしゃるとおり非常に面白い。まず入り方がヤフーのマップから入って、この場所にこういうことがあると、「歩道に草が生えています」と、そのあと「私が刈りました」とレポートが入る。あるいは「ガードレールの破損ですからこれは行政でしかできません」とか、おっしゃるとおり課題をお知らせする方、私はこの課題だったら解決できる、これは役所でしかできないといろいろあって良い使い方だと感じました。おっしゃるように、「ちばレポ」に関しましては携帯端末を使える方、その環境にある方にとっては非常に良いツールですね。特に若い年代層における情報の共有にしては非常に良いツールだと感じました。半面、こういった機器を使えない、使える環境にない方には何があるのかということで、先ほど議員からもございましたように千葉市においては人間も 100 万人ほどいる、面積も 100 平方キロということは 30 倍近いわけです。われわれは 10.76 平方キロで、コミュニティは 19 でしっかりしているということで、そういった携帯端末を持っていない方は直接役場に来られたときに町政提案箱、紙にいろんな意見を書いてもらいポストに投函してもらったり、地域の区長や議員の皆さんにであったり、あるいは直接電話であったり、どこの自治体も一緒だと思います。面積が小さいことを利点にして、すぐやる班、住民環境課等々でのハード面、あとはソフト面の窓口対応や議員からも質問のあった施設の借り方・貸し方についてなどいろんな場面で利活用できていると思います。また、本町においては「まちメール」というものがございまして、これはホームページ上でございます。そういったことで、いろんな場面をとおして意見を集約などしているかとは思いますが、今後はこういった新たなツールの活用も勉強していきながら取り組んでいく必要もあると思います。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 ありがとうございます。冒頭申し上げましたように、当然規模も違いますが、ただ、新しい手法について、本町はどこよりも先駆的にやっていると評価しています。(2)に移りますが、そういうなかでもこれまで本町でも取り組まれている、すぐやる班、いろんな広報のやり方、まちメール含めて住民サービスに込んでいるわけですが、私もこれまで見える化に質問してきた趣旨は、ホームページでも町の広報誌でも町民が求めたら見ることができるものはできていると思いますがやはり本町が今日目指している方向というのはどうやったら町民に見てもらえるか、参画してもらえるかであります。

そういった視点を本町は非常に大事に取り組んでいると評価していますし、検討していると答弁はいただきましたけれども、検討の余地があるのではないかと情報提供させていただいているところであります。

次に、このサービスを提供するに当たってのコストであります。先ほど規模、面積が違うというなかで、コストの問題が出てくるわけですが、皆さんにお配りした資料に千葉市がこれを導入するにかかったコストが書かれているように 2,685 万円で、年間の維持費用が 538 万円ということで非常に膨大であります。ただ、これには導入開発コストが含まれているわけですが、私の持っている資料ですと本町の規模では初期費用が 100 万円、ランニング費用が 170 万円で導入できるというところであります。町内の企業の参画ですとか行政の見える化、効率化の観点から考えると検討する価値は十分あると考えられますが、いかがお考えでしょうか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 費用の面についても情報提供ありがとうございます。初期費用が 100 万円、ランニングコストが 170 万円というのが本町にとって安いか高いか、それも含めて、あとはわれわれには「まちメール」というのがございますのでそれをもう少し見やすくと言いますか、よく照屋議員の提案で見やすくするというのが重要だろうとわれわれも常々感じているところでございます。目に付くと言うか、このホームページの作り方、見せ方、紙の広報についても工夫することはいつも感じる課題だと思っております。それ含めて、本町の規模での費用対効果が妥当かどうかも含め、また他の方策も含めて検討させていただきたいと思えます。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前 11 時 27 分）

再開（午前 11 時 36 分）

○議長 宮城清政君 再開します。通告書のとおり順次発言を許します。3 番 大城 勝議員。

〔大城 勝議員 登壇〕

○3 番 大城 勝君 3 番議員、大城 勝です。通告書にしたがい、これから 4 つの質問を一括して述べます。質問 1. 「町民の日」制定について。(1) 昭和 55 年 4 月 1 日は、南風原町が村から町へと町制が施行された記念日である。その後 36 年目になるがいまだ特別の日としての名づけがされていない。その日を「町民の日」として位置付け、町の今後の発展を願うことができないか。(2) 町民の日の前後を、町特産物や町文化などを内外



にPRする週間として設定できないか。(3) 町特産品をPRする取組として次の4点を提案します。①南風原かぼちゃは、高級品のイメージが強く、町民の日常の食卓に上り難い。町民の日に向けて、町民の口に入りやすいよう町行政は農協や商工会などの関係機関と連携を取るなどの後押しができないか。②町民の日は、学校給食メニューは、かぼちゃやへちまなどを使った料理にして、子どもたちに南風原町の特産品を印象付けられないか。③町民の日の中央公民館への式典出席者には、琉球絃での着衣を正装として推奨してはどうか。④町民の日は南風原文化センターへの町外の入場者にも無料にしてお祝いを分かち合えないか。

2. 南風原町歌、校歌の町民への普及について(1) 南風原町歌の町民への浸透度はまだまだの感があります。インターネットをとおして、町民への音声提供ができないか。町のホームページから町歌の楽譜は出力できるが、音声ファイルの南風原町歌は出力可能か。

(2) 南風原町歌や町内の幼稚園、小中学校の校歌をCD盤に作製して町民に頒布できないか。学校行事、町行事で、町民が一体になって歌えるためにもCD盤での普及方法は効果的と考えます。

次に、3. 津嘉山北土地地区画整理事業の進捗状況は。(1) 津嘉山北土地地区画整理事業の着手年度はいつか。その後の事業の進捗状況はどうなっているか。(2) 『津嘉山北土地地区画整理事業ニュース』がホームページでも町民はその情報で工事の進捗状況が分かる。直近のニュース配信はいつなされたか。

次に、4. 児童厚生施設である本町の児童館の在り方について問います。(1) 子どもたちの遊びの拠点としての町内4つの児童館を、食事、食育等もできるように機能拡大して、子どもの貧困問題解決にも対応可能な施設に強化できないか。(2) 児童館の機能拡大をする上で、児童厚生員以外にもスタッフを増やし、より充実した子ども支援の体制を構築できないか。以上、質問します。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項1点目、「町民の日」の制定について(1)にお答えします。質問の昭和55年4月1日は村政から町政へ移行した日を記念して、町では町の表彰及び顕彰に関する規則で毎年4月1日は町制施行記念日と規定しております。その日は、同条例で地方自治法教育文化等で功績のあった者を表彰しその功績を讃えるため表彰式典並びに祝賀会を開催しております。この式典は、ご提案のある今後の町政発展を願う意味合いもありますので、今後も同様に行っていきたいと考えております。

(2) についてです。町の特産品や文化を含めた町のPRは、適宜実施しております。今後も新たなPR方策を検討しつつ、本町の情報発信に取り組んでまいります。

(3) についてであります。まず①については、Aコープ津嘉山店とくがに市場での販売や南風原物産展「花と食のフェスティバル」等において販売するなど、町民に手が届き

やすい工夫を実施しております。②については、学校給食メニューのなかで年間をとおして南風原町産かぼちゃやへちまなどの特産品を取り入れており、給食時間における校内放送でメニューに使用されていることが紹介されております。③についてです。琉球絣着衣については、すでに町長を先頭に実施している着衣行動により、町民の皆様の意識にも根付きつつあるように感じております。今後とも町職員や関係機関の職員などが率先して琉球絣を活用するなどの推奨を実施していきたいと思っております。④についてです。町外入場者の無料については検討しておりません。

質問事項 2 点目の南風原町歌、校歌の町民への普及について（1）にお答えします。まず、ご提案について感謝いたします。さっそく本町ホームページに町歌の楽譜と音声ファイルを公開しております。町民の皆様いろいろな場面で演奏し歌っていただきたいと思っております。（2）についてお答えします。町歌と校歌の CD 盤頒布に関しては、厳しいと考えておりますが、町歌については様々な行事で歌っていただけるよう普及活動に努めます。また、各幼小中学校の校歌についても、各学校のホームページなどで配信できるよう検討してまいります。

質問事項 3 点目、津嘉山北土地地区画整理事業の進捗状況（1）についてお答えします。事業の着手年度は、平成 5 年度からで、事業進捗については全体事業費で約 72 パーセントの状況となっております。（2）についてお答えします。直近では、平成 26 年度 4 月 1 日に『第 27 号津嘉山北土地地区画整理事業ニュース』を町ホームページで配信しております。

質問事項 4 点目、児童厚生施設である本町の児童館の在り方について（1）と（2）は関連しますので一括してお答えします。児童館は、児童福祉法第 35 条第 3 項の規定に基づき、児童に健全な遊び場を与えてその健康を増進し情操を豊かにすることを目的に設置しているものです。その目的に沿って事業を展開しておりますが、ご指摘の子どもの貧困対策の取組においても児童館の活用が有効と考えられることから、その活用方法等については人材も含め検討を始めているところです。以上です。

○議長 宮城清政君 3 番 大城 勝議員。

○3 番 大城 勝君 答弁ありがとうございます。それでは、これから一問一答でいきたいと思っております。4 月 1 日を町民の日と位置付けてはどうかの私の質問ですが、答弁では 4 月 1 日を町制施行日と規定していて今後も同様に行っていきたいとのことでした。われわれ人間社会では、生まれると特定な日と個性ある者として名付けがされます。わが町南風原にも 4 月 1 日という誕生日があり、それこそ南風原の町民に親近感のある「町民の日」と名付けをしてはどうかとの私の質問でありました。巷では、4 月 1 日はエイプリルフールと言われ、有難く思われていない節もありますが、私は全く逆に解釈して良い日と理解します。つまり「4（良）1（い）日」であります。それゆえ、町民の「良い（4・1）日」は、私からすれば理に適っているわけです。このわが南風原町が誕生した 4 月 1 日の

良い日を、町民の日として名付けるとすれば、どのように感じるのかをお聞かせください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 どういう感じかと問われましたけれども、町の前は村がありましたして、それがいつだったかまだ調べてはいないのですが、昭和 55 年 4 月 1 日が村から町になった日ですよ、お祝いしましょうというのは広い意味も含めて先ほど副町長からございましたように南風原町民の日としてというような心でこの一年、南風原でご活躍なされた方を表彰しお祝いしましょうということで、今後もそういう取組でやっていきたいということです。町制施行の日という意味の中には、議員がおっしゃっていることも含まれているということでご理解いただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 3 番 大城 勝議員。

○3 番 大城 勝君 ありがとうございます。つまり、「町民の日」として名付けておけば、愛称として町民の日は 4 月 1 日なのだなというところにたどり着くという話なのですけれどもね。それを町制施行日となるとどうも堅苦しくなるから、もうちょっと親近感のあるものにしてはどうかとの提案です。どうもありがとうございました。

次に、町特産品を P R する取組として提案したいことに関してですが、本町の農業特産物としてかぼちゃやへちま、ストレリチア、スターフルーツなどがあります。そのなかの南風原かぼちゃは 2 月下旬から 5 月上旬が出荷の最盛期と聞いております。そこで 4 月 1 日は、まさに真っ盛りのかぼちゃが出回るわけです。町民の日には、お祝いの気持ちを込め、普通は食卓に並ばない南風原町産かぼちゃを食してみるのも良いと思います。流通業者は、生産者の汗の結晶である生産物をいかにして町民の口に運べるか知恵を絞って欲しいと思います。答弁では、くがに市場や南風原物産展、それから花と食のフェスティバルにおいて販売するなどして町民の手に届きやすい工夫を実施しているとありました。私が言いたいのもちょうどそこで、町民に手が届きやすい工夫とはどんなことを言うのか。おもしろい工夫があればお聞かせください。

○議長 宮城清政君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城郡浩君 今回、こちらで行っている工夫ですけれども、南風原、それから津嘉山完熟かぼちゃの値段が高いということでなかなか手に入らないというお話と、どちらで売っているのかが分からないということが町民からあると考えております。それで、南風原町ではできるだけ身近なスーパーで売れるようにと、南風原では J A スーパーでかぼちゃをその時期に出しています。それから、最近では新しくくがに市場ができました

たので、そこへもかぼちゃを出荷して町民に P R をしているのですけれども、その出荷で販売する際にも市場でどんどん値上がりするような値の付け方ではなくて、市場の卸値をもって販売価格にするであるとか、それからくがに市場ではもう少し安くしようということで決め値で販売をして、その差額については J A さんのほうで P R するという活動も実施しています。また、各小中学校に給食の時間をもって P R するというのもやっています。ですので、別の機会では祭りの際に手に取っていただけるよう農業青年クラブ、それから農友会等に少し値段を安くして出せるようにとこちらから差額補填を入れながら町民の口に運びやすいというような P R 活動を実施しています。

○議長 宮城清政君 3 番 大城 勝議員。

○3 番 大城 勝君 どうもありがとうございました。だいぶ上手い工夫をされていると感心しました。僕は毎日食べています。ちょっと安いものを食べているのですけれども、安ければ売れるということもありますので、町が補填する財政とかそのへんも考慮されて、どんどん普及するかたちを取っていただきたいと思います。

次に、町民の日の学校給食献立は、南風原町の特産品を扱ってはどうかということですが、子どもたちに学校給食で配給した同じメニューを、町民の日の中央公民館での式典会場でも食品販売をして町民一体となって同じものを食べる日があってもいいと考えます。それに、子どもたちの学校給食メニューの実物を接してみるのも良いと思いますがどうでしょうか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 町民の日の学校給食メニューに町特産品を使ってはどうかのご趣旨だと思いますが、町制施行日の 4 月 1 日は学校等がお休みであることから給食は提供しておりません。しかしながら、年間をとおして町特産品を学校給食で提供しまして、給食時間に告知をしているところであります。

○議長 宮城清政君 3 番 大城 勝議員。

○3 番 大城 勝君 私の質問の意図がうまくくみ取られていないと思ったのですが、町制施行日の日に、式典会場に集まった人たちにもそれを食してもらってみたいはどうかの質問でした。お答えできますか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 施行日にどういった料理を出すかも含めて、まず対応が可能なのかです。今食べ物を提供くださっている所からいろいろ取りそろえたものを出してもらっています。俗に言うオードブルというものです。そこに南風原のかぼちゃを活用してくれということが可能なのかそれも含めて研究してみます。

○議長 宮城清政君 3 番 大城 勝議員。

○3 番 大城 勝君 どうもありがとうございました。いろんなメニューがあると思うのですよね。かぼちゃんブシー（かぼちゃの味噌煮）、なべーらんブシー（へちま味噌煮）でもいいですし、いろんなところで工夫ができると思います。

次の再質問ですが、中央公民館への式典出席者には、例年、琉球絣も見られますが、絣着用を正装として推奨してはどうかとの提案であります。父兄の皆さんが町の催し物、例えば子どもたちの入学式・卒業式の間や地域でのお祝い事にも絣姿で参加ということが町民に定着すれば、単に絣の普及という枠を超え、南風原町の着物文化となって内外に大きく PR できると考えるのです。ところで、私たちは着物を着けるのは女性だけという既成概念がどこかにありはしないかと思うのです。私は、着付けの先生の助けを借りて着物姿をしてみました。初めてで照れもしましたが、どうにか着けているという自己満足は得ました。南風原の絣着物文化を形成していくには、いろんな角度からの発想もこのように必要であろうと思うわけであります。ここで絣着物文化を単純に論じてしまえるほどのことでもありませんが、ただ、絣事業を絣着物文化まで高めていくには、絣事業に携わっている若者たちの絣継承者としての思い、考えを町行政は大いにくんでやることも大事であろうと考えます。私は、絣事業に従事している若者と話してみても思うことは、これからの絣文化を担っていく若者たちの活力を最大限に引き出せることに町行政は良策を講じて欲しいと考えます。それから、町民の日は多くの人に来てもらえるよう中央公民館や文化センターなどの施設の入館料にも考慮し、それこそ南風原ものづくしに仕立てた行事にしまして、南風原を町内外に売り出すことになってもいいと考えます。

次の質問 2 にまいります。ホームページから南風原町歌が出力できるかの質問に、音声ファイルを公開したとの答弁でした。大いに利用して欲しいと思います。それから、町歌などを CD 化して町民に頒布できないかとの質問についてですが、わが南風原町には素晴らしい吹奏楽部を持つ 2 つの中学校があります。大人や子どもたちの歌声合唱団もあります。あるいは、町民から合唱団を組織化しても良いと思います。私は、それらを活用して素晴らしい CD 作製が可能であると考えます。答弁では、ホームページで配信できるようにするとあるのですが、私が CD 盤にこだわりますのは町民の中高齢者は多くがインターネットにまだまだ馴染んでいないと考えるからであります。誰もが母校の歌は忘れないと思います。町の歌や母校の歌を身近に置いて、いつでも聞けて楽しむことができれば更に南風原に対する郷土愛も高まろうと考えます。南風原町を訪れる人たちにも廉価で

販売すれば大きな宣伝にもなると思うのです。

次の質問 3 にいきます。区画整理事業についてですが、答弁では全体事業費で約 72 パーセントの状況だとありました。平成 26 年 3 月現在の町発行の事業概要冊子によりますと、施工期間が平成 5 年から平成 30 年とあります。事業はスムーズにいらっていると考えられるか。それから、事業が滞っている所があるとすればそれはどこか。保留地処分などの事務的作業も含めて、区画整理事業の完了はいつの見通しが立つか答弁をお願いします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 お答えいたします。津嘉山北土地区画整理事業につきましては、平成 30 年までの事業期間となっております。現在、平成 27 年度までの事業費進捗率が 72 パーセントということで、残額は 28 パーセントの約 85 億円となります。あと 3 年となると非常に難しいということで、平成 29 年度あたりに事業期間の延伸を考えているところであります。あと 5 年分の約 10 億円ペースで考えて平成 35 年度までの施工期間の延長を考えています。区画整理事業というのは、事業費を投じて終わりではございませんので、面整備が終わりますと宅地化測量ということで面積の確定測量が入ってきます。それに伴って、面積に誤差があれば清算金というのが発生してきますので、最終的な完了までにあと 10 年以上はかかるのかと見込んでいるところであります。進捗でどこか支障があるかでありますけれども、なかにはまだご理解がいただけない箇所もございまして事業に入れない部分もあるということとなっております。保留地処分については、今年度から本格的に処分していこうということで取り組んでいるところでございます。答弁いたします。

○議長 宮城清政君 3 番 大城 勝議員。

○3 番 大城 勝君 答弁ありがとうございます。やはりこの区画整理事業は、期間も 30 年を要するという事ですね。面積も本町の広い面積を占める大掛かりな事業体であります。無事この事業が、一日も早く完了し、次に待ち受けている下水道事業へとつながって欲しいと思うのですけれども、今までの町の下水道事業では後ろに追いやられている照屋や喜屋武、本部の 3 区は、これから下水道事業に本筋で組み込まれていけるのか。通告外ですが、お答えできる範囲での答弁をいただきたい。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 現在、津嘉山で雨水・汚水の事業を進めておりますけれども、並行して照屋・本部・喜屋武のほうにも、県道で下水道の本管整備を進めております。

そういうことで、同時に整備していきたいということで並行して雨水も含めて整備を行っているところであります。

○議長 宮城清政君 3 番 大城 勝議員。

○3 番 大城 勝君 私は照屋出身ですけれども、照屋でも待ち受けていますと言いますか、下水道事業に相当期待しておりますのでよろしくをお願いします。

次にいきます。『区画下水道事業ニュース』についてですが、第 27 号の平成 26 年 4 月が一番新しい配信になると思います。そこでお聞きしますが、今は平成 28 年のもう 6 月です。平成 26 年 4 月から 2 カ年にもなりますが、しばらく配信していないのは目新しいニュースがないということでしょうか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 区画整理ニュースについては、今まで毎年 4 月 1 日に作って発信し、地権者にも配布しておりました。平成 27 年度も作れていなくて、職員の産休もあってできなかったところもあるかと思いますが、今年度は作成に取り組んでおります。7 月上旬にはおそらく地権者にも送れるかと思っており、今年度は取り組んでいく予定をしております。ニュースがないということではなくて、いろいろ事情があつてできなかったということをございますのでご理解をお願いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 3 番 大城 勝議員。

○3 番 大城 勝君 どうもありがとうございました。まちづくりに対する町民の声を特集して載せてもいいのではないかと提案します。

次に、質問 4. 児童館を機能拡大して子どもの貧困問題解決にも対応可能な施設に強化できないかの質問についてですが、答弁はその活用方法などについて人材も含め検討を始めるとのことでした。検討を始めるのは対応可能であれば一日も早くがいいわけです。子どもの居場所づくり、子どもの貧困問題に関する住民の関心は急速に高まっています。十分な検討をしていただきたいと思います。

ところで、児童館が子どもの貧困問題にも対応可能な仕組みを考えると、食事作り、食の教育にも児童の保護者や地域のボランティアなどその地域の人的資源の活用が上手くいって始めてなし得ると私は考えます。地域の人的資源をどう上手く活用できるかは、子どもたちの日ごろの行動を知り尽くした児童館のスタッフである児童厚生員（各児童館に 2~3 人配置）の皆さんが日ごろから地域にどれほど溶け込んだお付き合いができていくかによると考えます。私は、先日、児童館を調査しましたが、児童厚生員は保育士や幼稚

園教諭の資格を持っていて、児童館の置かれている地域に溶け込むことでより子どもたちを好きになろうとしています。この児童厚生員の心構えが、南風原町の児童館は立派に子どもの居場所づくりに貢献できている評価になると考えます。町行政は、児童厚生員のスタッフが地域との連携を取りやすくするための施策を講じるとともに、ボランティアと呼ばれる地域の人材、例えば民生委員や老人会、婦人会、PTA、子どもたちの保護者会などにも呼びかけ、それが組織化されて児童館を盛り立ててくれるような策を作って欲しいと願います。どうですか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えいたします。議員おっしゃいますように、子どもたちの居場所づくりとして、昨今いろいろ取り上げられています貧困の問題につながっても児童館の活用は大変有効な部分があると思います。現在、この児童館においては、21 団体が利用登録をして利用しております。4 児童館がそれぞれの地域でいろいろなサークル等に活用してもらっているところです。そういうなかで議員おっしゃいますように、地域に溶け込んで、そして地域で必要な人材とのつながり、児童館の活用も含めてなのですが、この貧困問題と関連させての活用となりますと一番大事なものは人材だと思います。そういう部分では、副町長の答弁にもありますように人材も含め今検討しております。例えば浦添市の児童館等では児童センターを活用していろいろ取り組んでおりますが、本町もそういう取組ができないか。そのためにはやはりそれを進めていく人材が必要となってきますので、そのへんもしっかり人材の活用含めてのつながりを検討しながら、この貧困問題とも関連して児童館の活用を進めていきたいと思っております。

それから、この貧困問題等、支援が必要な子どもたちを集めて児童館を活用する場合には、現在の南風原町の児童館には食事を作る場が何と言いますかすごく僅かしかございません。本当に小さな流し台とカセットコンロやあるいは通常のガスコンロ 1 台が事務室に配置されているぐらいですので、大掛かりな子ども食堂やイベント的なものをやる場合には改修も必要になってきますのでそのあたりも検討しながら進めていきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 3 番 大城 勝議員。

○3 番 大城 勝君 丁寧な答弁をありがとうございました。町内の児童館 1 カ所は直接行って見て、あとの 3 カ所は電話での調査なのですが、今の 4 つの児童館は、地域とはまだまだ疎遠な位置関係にあると感じました。これからの児童館の在り方としては、地域に密着した、その地域から親しまれる存在感のある児童館であって欲しいと願っています。私の子ども時代、皆さんも同じでしょうけれども、路地や広場、川や海、どこも危険はあ



りながらも自由に子どもらしく遊び暮らす日々がありました。今は世の中が都市化し、私たち大人がその遊び環境を守っていかなければならないほどになってしまっています。子どもたちの安心・安全な居場所づくりは、私たち大人の責任であることを強く思い、私の一般質問を終わります。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後 0 時 12 分）

再開（午後 1 時 36 分）

○議長 宮城清政君 再開します。通告書のとおり順次発言を許します。14 番 金城好春議員。

〔金城好春議員 登壇〕

○14 番 金城好春君 午後のトップバッターとして 3 点質問をします。よろしくお願ひします。1. 津嘉山北土地区画整理事業内の歩道整備を問う。この歩道なのですが、津嘉山北土地区画整理事業区域内の道路、津嘉山西線の歩道は未整備のままである。早急に整備できないか。

2. 津嘉山の道路整備を問う。(1) 国道 507 号は、従来の道路より 30 センチメートル程度かさ上げして整備している。町道 72 号線もかさ上げる予定か。(2) 町道 72 号線は、雨が降った際には道路冠水しないか。(3) 国道 507 号の植栽柵は何の木を植えるのか。いつ頃植える予定か。

3. 津嘉山北土地区画整理事業区域内の信号機の改善を問う。津嘉山北土地区画整理事業区域内の国道 507 号津嘉山バイパスと津嘉山中央線との交差点の信号機には、右折用の信号表示がない。そのため、赤信号の時に右折する車が多く危険を感じる。右折もしやすい信号機に改善できないか。以上、3 点をお伺ひします。よろしくお願ひします。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項 1 点目の津嘉山北土地区画整理事業内の歩道整備を問う (1) についてお答えします。津嘉山西線の歩道整備については、土地利用されている箇所から今年度予算で整備を予定しております。

質問事項 2 点目の津嘉山の道路整備を問う (1) についてです。国道 507 号と町道の取付部分においては、すり付けのための一部かさ上げということになります。(2) についてです。町道 72 号線の雨水処理については、平成 20 年度から 25 年度にかけ雨水管を埋設し、ご指摘の箇所についても路面に降った雨を取り込めるようグレーチング設置数を増やして設けるなど、また東側では埋設した雨水管への接続を多くして早く雨水管へ流入できるよ

うに対応しており、冠水についてはないと考えております。(3) についてです。国道 507 号の整備については、津嘉山交差点から国場向けの工事を行っているところです。道路整備で平成 29 年度までかかる見込みであることから、植栽については平成 30 年度を予定しております。植栽の選定については、現時点では未定であります。

質問事項 3 点目、津嘉山北土地区画整理事業区域内の信号機の改善を問うについてお答えします。津嘉山北土地区画整理事業区域内のファミリーマート前及びユニオン前の十字路は、町としても交通量が多く右折がやり難い箇所と認識しており、与那原警察署へ改善を要請しております。以上であります。

○議長 宮城清政君 14 番 金城好春議員。

○14 番 金城好春君 ありがとうございます。再質問をいたします。津嘉山西線の車道は、開通してから要望したとおり白線もきれいに引かれて、横断歩道も整備されております。執行部の早急な対応に感謝申し上げます。しかし、この歩道が未整備のままとなっていて、一部草が繁茂して、それから湧き水と言いますか、高い所から下へと歩道が一番低いものですから一年中水が流れている状態です。開通する前は歩行者が歩道を歩いても気にも留めなかったのですが、開通して車の通行も多くなってその中を歩行者が足場の悪い歩道を避けて車道に下りて通行しているものですから危ないと思ってこの質問をいたしております。この草が繁茂しているのと水が流れているこの場所を、暫定的に取り除いて、またこの水の流れを止めるために歩道との間に小さな溝を作ったり、砂利を新たに敷いて歩行者が通行できるよう早急に改善できないものかお伺いしたいと思います。なにしろこの道路沿いは開通前からアパート、マンション、住宅がすでに建てられていまして住民がいるわけです。小学生、中学生、高校生が登下校のために開通前から使っていて、悪路を避けて車道から歩いている状態が今も見受けられます。そういうことで安全対策としてこの部分だけでも早めに、砂利道でもいいですから通れるように改善できないものかお伺いします。どうでしょうか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 お答えいたします。津嘉山西線ですけれども、確かに議員ご指摘のとおり完成して 2、3 年になりますか。歩道にも草が繁茂している部分もあって非常に歩きづらくほとんどが車道から歩いている状況で、危険だと認識しております。そういうこともございまして、今回、この歩道部分については透水性舗装ということで特殊な舗装を予定しております。すでに住宅が張り付いている国道 507 号バイパスの北側と南側は完成形でやって、まだ土地利用がされていない箇所につきましては暫定的に仮舗装で対応していきたいと考えております。そして湧き水がある箇所につきましても、何らか

の処理を考えていきたいと思っておりますので、そういうことでよろしくお願ひいたします。

○議長 宮城清政君 14 番 金城好春議員。

○14 番 金城好春君 一日も早い整備をお願いします。1 番は終わります。

2 番ですが、町道 72 号線は 20 年以上前から大雨のたびに回ってはいるのですけれども、松風苑からガストのある国道 507 号線の所までは大雨になると車が通れないほど冠水しているわけですね。それを見てきていますので、心配してこの質問をしたわけです。それから、国道 507 号を整備している最中ですが、今もって 50 ミリ以下でも冠水するわけです。今後、整備を終えたら冠水しないことを願っているわけです。このグレーチングは、普通の道路よりも設置数は多く考えておられるのかどうかお伺ひします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 お答えいたします。現在、国道 507 号、そして町道 72 号線の整備中でございますけれども、国道 507 号から松風苑に向けて約 10 メートル行った箇所ですか、一部低い所がございます。理由としましては、その松風苑向け左側の物件が今回対象外ということで造成もやらないことになっており、1 カ所、高さを合わせる箇所がございますのでどうしても上げられないということがございます。その付近については、グレーチングを増やして対応していくということで今やっております。

○議長 宮城清政君 14 番 金城好春議員。

○14 番 金城好春君 より増やすという答弁でしたので、この整備したあとに冠水しないことを願っております。

次に、植栽柵の木についてですけれども、ここはもう 10 年以上も殺風景の感じですよ。木を植える周りに、この 2 カ年間で土を入れ替えて花を植えることはできないものか。那覇市の場合、建築現場には業者なのか花を周囲に飾ったりしているのが見受けられます。たぶん、工事というのは殺風景と言うか見栄えが悪いということで、少しでも通る人たちの心を和ませると言いますか配慮がされております。ここは 10 年間もだだっ広く殺風景の感がずっとあって、せつかく柵は作られているのですから、土を入れ替えて花を植えることはできないか一つお伺ひしたいと思っております。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 お答えいたします。国道 507 号の植栽でございますけれど

も、道路整備が平成 29 年度まで、平成 30 年度から植栽をする予定となっておりますので、柵もまだ一部できていない箇所もございます。これが暫定的に花を植えることができるのかどうか検討させていただきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 14 番 金城好春議員。

○14 番 金城好春君 良い方向に検討していただきますよう要望します。2 番は終わります。

3 番目です。信号機の問題ですが、ここに早く右折信号機を着けてくれないかという付近住民の声を耳にします。そういうこともあって質問をしておりますが、与那原警察署に要請しているとのことですので、早めに改善されることを要望して私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後 1 時 43 分）

再開（午後 1 時 44 分）

○議長 宮城清政君 再開します。通告書のとおり順次発言を許します。1 番 知念富信議員。

〔知念富信議員 登壇〕

○1 番 知念富信君 それでは、通告書にしたがいまして質問をいたします。1. 兼城相互団地内の上下水道管が老朽化している。早急な対策をとということで質問をします。(1) 兼城相互団地は、上下水道管が敷設から 34 年以上経過して老朽化が進んでいると聞きます。取り換えたいが道路の所有者の許可等の問題があると聞いております。行政で対応できないか。(2) 火事が起きたとき、水道管が動脈硬化で消火栓への水圧減が懸念されております。災害時、消火栓が使えなくなったときの責任はどかが取るのか。(3) 公道は町道移管が前提である。町道移管に向けて最善で取り組めないか。

2. 里道の建造物撤去は法的解決をとということで、(1) 平成 27 年 9 月議会で兼城地内の建造物撤去について取り上げましたが未だに撤去されていない。家族に説明して理解を取りたいとのことでありましたが、どうなっているか。(2) 道路をブロックが封鎖しているので防災上問題になる。法的に措置できないか。

3. 町道 285 号線から町道 11 号線に抜ける道路の整備をとということであります。(1) 町道 285 号線から続く道は、側溝蓋掛けの上を道路として利用されている。私道ということで整備されないまま放置されている現状であります。水溜り状態で通行に支障がありますので、町で整備できないか。以上 3 点であります。お願いいたします。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項 1 点目、兼城相互団地内の上下水道管が老朽化しているという質問の（１）についてお答えします。南部水道企業団に、当団地の上水道管敷設について確認したところ、平成 24 年度に水道管の敷設換え工事を計画したが土地所有者の了解が得られず全面的な工事を行っておらず、漏水時に部分的な修繕工事を行っているとのことでした。また、行政で対応するためには土地所有者の承諾が必要でありますので、現時点において行政で対応するのは難しいと判断しております。（２）についてです。東部消防組合によると、団地内については管の老朽化による消火栓水压減が確認されておりますが、消防活動には影響ないということです。また、その他対応として、消防ポンプ車による給放水や近隣の消火栓による対応を行うとのことでした。災害時において消火栓が使用不可の場合は、消火活動に支障がないよう対策を講じているとのことでした。（３）についてです。開発行為により築造された道路は、開発者から町に帰属され町にて管理を行うのが最良であります。本団地内においては、開発後、帰属されず個人所有地となっております。町に無償譲渡できないか所有者との交渉を進めてまいります。

質問事項 2 点目、里道の建造物撤去には法定解決を。この問題の（１）と（２）は関連しますので一括してお答えします。町においては、平成 27 年 10 月末まで再三にわたり口頭による説得、撤去の要請をしておりますが、公図に納得しておらず撤去には至っておりません。今年の 1 月から 3 月の間に 3 度にわたり郵送文書による撤去要請をしましたが、受け取っておらず、5 月からは 2 度、撤去要請の文書を手渡ししており、今後進展がない場合には再度占有の関係者と話し合いの上、法的な措置について検討したいと思っております。

3 点目の町道 285 号線から町道 11 号線に抜ける道路の整備をについてお答えします。現況道路として使用されている本箇所においては、建築基準法上は住宅敷地として解されるものであります。住宅敷地を町で整備することは困難であり、町に譲渡できないか過去に調査をしておりますが、無償譲渡には応じられない未相続が理由で移転されておられません。今後も引き続き無償譲渡していただけるよう交渉してまいります。以上です。

○議長 宮城清政君 1 番 知念富信議員。

○1 番 知念富信君 副町長、ありがとうございます。再質問をいたしたいと思っております。まず、相互団地ですけれども、34 年以上たっておりまして、その間、私道となっております。この造成をした時に不動産業者が倒産をして現在に至っている次第であり、アスファルト舗装に関してもところどころ欠陥があつて、それを私たち自治会で修復したりしています。水道管においても本管から各家庭に行くところまでに結構漏水があるということで南部水道のほうで時々補修されている状況があります。これをなんとか土地の所有者に理解を求

めたいと思っているのですが、その土地の坪数と何名が所有しているのか答弁をお願いできますか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 お答えいたします。現在、地権者は 16 名の 12 筆となっております。その総面積としましては、805 坪となっております。

○議長 宮城清政君 1 番 知念富信議員。

○1 番 知念富信君 16 名と聞きましたが、所有者総数が 16 名なのか、町の移管に関して了解が得られない人たちが 16 名なのか答弁をお願いします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 お答えします。全筆はまだ回っておりません。特に面積の大きい方のところを回っておりますけれども、特に半分近く持っている方が有償で買い取ったということがありまして無償では譲渡できないと反対しております。何名か了解を得ている方もいらっしゃいますけれども、特に半分ぐらいを持っている方が頑なに無償ではできないということがあって進展しない状況であります。

○議長 宮城清政君 1 番 知念富信議員。

○1 番 知念富信君 この土地は、造成工事をする時に不動産業者が倒産して、そのどさくさに紛れてこの土地の登記が人に渡っていると思うのですが、これを有償で買い取ったというのは、倒産時点であったのか。この 34 年の間に権利を買い取ったのか、そのあたりは分かりますか。答弁をお願いします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 開発後に競売にかけられて買った方もいらっしゃいますし、その後、競売で買った人から新たに買ったとか所有権が変わっているのもあります。一概に全部が競売で買ったということではなくて、所有権移転もいくつかあるということです。

○議長 宮城清政君 1 番 知念富信議員。

○1 番 知念富信君 この所有している人たちは道路上ですよ。道路上で、ほとんど価値はない状況の、本来であれば町に移管すべき土地であります。それを買ってというのは町が買い取る前提での取得なのか分かりませんが、何とか行政で差し止めするなど手法はないのですか。答弁をお願いします。

〔休憩願います〕の声あり〕

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後 1 時 56 分）

再開（午後 1 時 57 分）

○議長 宮城清政君 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 権利の移動というのは、はっきりしたことは言えませんが厳しいのかという感じはいたします。必要であれば、顧問弁護士とも相談をしてそういう手続きが取れるのか確認をしたいと思っております。

○議長 宮城清政君 1 番 知念富信議員。

○1 番 知念富信君 応じられないと、理解を得られないというその土地所有者の理由、町に移管できないのはどういう理由が挙げられますか。町に買い取って欲しいのか、それとも別に何か理由があるのか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 まだ全筆は確認を取っておりませんが、先ほど答弁にもありましたように面積の一番大きい方については、買い求めているのだから有償でしかできないというようなことがあります。

○議長 宮城清政君 1 番 知念富信議員。

○1 番 知念富信君 34 年、35 年たっていると思います。そこが絶えず漏水があつて修理をしている現状でありますけれども、なかなか本管は手つかずの状況でありまして、その本管においても今、動脈硬化を起こしている状況だと思うのです。それがもし、送水できないとなった場合、町はどのように対応しますか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 今、上水道の話かと思っておりますけれども、上水道につきまし

ては、敷設換えをしようという計画も地権者の同意が得られなかったということでできなかったわけですが、漏水箇所については部分的な修繕を行っているということで、やはり地権者の同意がないと管の入替えは非常に厳しいのではないかと弁護士からもアドバイスがございました。

○議長 宮城清政君 1 番 知念富信議員。

○1 番 知念富信君 私が言っているのは、本管から枝線に漏水があった場合は修繕していますが、本管がもし詰まった場合、町はどう対応するのかと聞いているのです。そうしたら各世帯全部断水するわけですよ。どういう手法で対策をするのかという話です。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 漏水箇所は、家庭の引込みと言うより、南部水道がおっしゃっているのは結局本管部の漏水があった箇所についても修繕を行っているということでございます。修繕のことはこちらが管理者ではないので正確なことは応えられない部分はございますけれども。

○議長 宮城清政君 1 番 知念富信議員。

○1 番 知念富信君 では、部分解釈をすれば、全部で 400 メートルぐらいですから、この部分が漏水していましたから取り換えましたよという感じでやって、その部分、部分で取り換えていけばできるわけね。ここは平成 27 年度、ここは平成 28 年度という感じでやって、一遍に工事計画をしてやるのではなくて、部分的にできるかたちになっているわけよね。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 これについては、管理者が違いますので、ここでいいですとか悪いですとかいう答えは出せませんので回答はいたしかねます。よろしく願います。

○議長 宮城清政君 1 番 知念富信議員。

○1 番 知念富信君 やはり道路管理者ですから、例えば南部水道企業団が平成 24 年度に管を敷設しようとしたけれども土地所有者の了解が得られなかったということで断念した



経緯があると報告がありますが、その平成 24 年度に計画している時に町には本管工事をやりますというような申請は出されないのですか。道路管理は町であるのに、南部水道は単独でやっているものなのですか。それとも町に計画申請書を出すものなのですか。どういう流れになっているのかお伺いします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 町道ではございませんので、敢えてこちらに占用許可は必要ないわけでございます。必要なのは、この地権者の同意、承諾書があれば施工できます。ただ、計画があったことは耳にしております。地権者の同意が得られなくて断念したことは聞いております。

○議長 宮城清政君 1 番 知念富信議員。

○1 番 知念富信君 分かりました。老朽化して本管が動脈硬化を起こしているのではないかと懸念されますので、南部水道企業団と掛け合って、所有者とどういう感じで交渉するのか見守りたいと思いますのでよろしくお願いします。

2 番に移りたいと思います。火事が起きたときに水道管の動脈硬化が懸念されるとしておりましたが、その水圧減の確認はしていますという回答で、また影響はないとも回答をいただいております。影響ないということで安心はしていますけれども、前に断水があった時に相互団地は高台ですから給水されるまで結構時間がかかりますし、また鉄さびが最後の最後まで来て流れてくる状況で水圧的に懸念される場所でもあります。なんとかその対策を早めにやっていただきたい。動脈硬化を起こしているのも鉄さびが原因であると思いますので、それをなんとか解決していただけないかということで質問をしておりますのでよろしくお願いします。

3 番にいきます。開発後に帰属されるのが本来の筋でありますけれども、個人所有地と成らないということでもあります。この無償譲渡にできないかということですが、町は所有者との話し合い、譲渡に向けての交渉はされているのですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 1 番目とも関連しますけれども、一番面積の大きい方と無償譲渡ができないか何回か交渉をやったことがあります。あと 1 件、新川の方で所有者がおられまして、この方については譲渡してもいいと了解を得ております。そういうことで特に大きい面積を持っている方を重点的に、交渉を重ねていきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 1 番 知念富信議員。

○1 番 知念富信君 結構難しい問題でありますけれども、なんとか交渉して無償譲渡に持って行ってください。これで 1 番は終わります。

2 番の問題でございます。里道の工作物撤去は法的解決をとということで質問をいたしております。平成 27 年度の 9 月議会でその問題を取り上げましたけれども、まだまだブロックで封鎖されている状況で 1 年近くなります。家族に説明してなんとか解決策を見出すと答弁をいただいておりますが、現在、老夫婦が住んでいらっしゃると思うのです。その文書を手渡ししても理解が得られないということで、やはりその子どもたちと交渉して、この道路に関しては完全に里道であると、個人所有ではないと理解してもらおうのが筋だと思います。その子どもたちとはどういう交渉をしていますか。説明をお願いします。

○議長 宮城清政君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城 政光君 答えします。まず、事の初めは平成 27 年の 4 月 2 日、兼城の区長よりブロックが倒壊しそうということでその改善を求めています。それで、立ち合いの下、すぐやる班、そしてこの地主の方、周辺の方がけがをされては困るということでなるべく早く改善するようお伝えしております。それから、4 月 27 日に再度ブロック塀をたてているので指導して欲しいと区長からございまして、またそこでも取り壊すよう改善の指導をしております。本人からは、その時に私たちの物だと、以前からその里道部分はうちの土地であると聞いているということで取り壊さないと回答されているようです。それから、子どもたちとも調整をしたいということで、すぐやる班で連絡先をもらっております。それからまた何度かすぐやる班が説得に行っておりますけれども、その時期から聞く耳を持たないということが続いていたようです。その時にも公図自体を納得していないというお話があったということです。この納得していないということは、娘さんが 10 月に来庁してそういうお話をしているようでございます。それから、すぐやる班としては、納得していないということであれば法務局あたりとも相談してくださいということでお話をしております。それ以降、連絡が取れなくなってきました。また、連絡先の方のご入院などもあったようですが、この法務局に行って相談してくださいという 10 月以降から、連絡が取れない状況が続きまして、それからうちとしては撤去の通知というのを出すかたちになっております。それから 3 度にわたって通知しておりますが、本人は受け取りをしていません。郵便局からの発送を拒否して受け取っていないという状況が続きまして、それから 5 月、6 月ではすぐやる班の職員が出向いて撤去をお願いしますという公文を手渡ししております。こういう状況でございます。

○議長 宮城清政君 1 番 知念富信議員。

○1 番 知念富信君 今回の課長のお話を伺ったなかでは、再三再四、郵便を出したり手渡しでやっていますよね。それでも受けない、家族も理解していないというのであったら、ただいたずらに長引かせるのではなくて、やはり法的措置が最善ではないですか。するべきだと思いますが、まだ話し合いをしてからというように手法がおかしいと思いますけれども、町長にも何か答弁がありますか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 お答えします。直接本人にもそういった旨の説明をやっていきますし、文書での通知も 5 回ほどやっておりますので、そろそろ法的措置も検討すべきだということで今それに向けて進めていきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 1 番 知念富信議員。

○1 番 知念富信君 あまりにも対応が遅過ぎると思うのです。1 年近くもそのままの状況でありますので、兼城区民としても懸念されていますし不便をかけている状況でありますので、それはやはり解決すべきであると思います。また、そういった事例を作っては町内においてもいろいろなトラブルが発生することが懸念されます。そういう意味でいろんな悪影響があると思うのです。家族にいくら言ってもお互いが理解していないのであれば、法廷闘争しかないのではないかと思いますし、早めに対策を取って欲しいと思いますので答弁をお願いします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 そういうかたちで再三にわたる指導等も行っているなか聞く耳を持たない状況でありますので、法的手続きを検討していきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 1 番 知念富信議員。

○1 番 知念富信君 ひとつよろしくお願ひいたします。3 番にいきたいと思います。町道 285 号線から町道 11 号線に抜ける道でありますけれども、約 30 メートルから 40 メートルが水溜り状態でありますけれども、現況としては側溝があつて蓋掛けがされて道路上となっておりますが、その蓋掛けをする時、地権者の同意を得てやったのか。その経緯の説明をお願いいたします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 お答えします。ご指摘の道路に排水路が整備されておりますけれども、これが現在の所有者の時に整備したのか、あるいはその前の所有者の時に整備したのか把握しておりません。おそらく同意を得て整備は行われたと思っております。

○議長 宮城清政君 1 番 知念富信議員。

○1 番 知念富信君 その時にその排水が引っ掛かっているかどうかは分からなかったことになるわけですね。現実としては、側溝蓋掛けされている状況で、そこがその本人に引っ掛かっていると思うのですけれども、これは地権者 1 人ですよ。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 現在、3 筆の 4 名となっております、1 筆は共有地となっております。その共有地の方々の 1 人が亡くなられていて相続が発生しているものとなっております。

○議長 宮城清政君 1 番 知念富信議員。

○1 番 知念富信君 その 4 人のうちの何名に了解が取られているのですか。もう一度、答弁をお願いします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 3 筆のうちの 1 筆が了解を得ています。ただし、他の 2 筆がオクケーであればよろしいですよということが条件となっております。

○議長 宮城清政君 1 番 知念富信議員。

○1 番 知念富信君 なんとかやって欲しいと思うのですけれども、距離的にも 30 から 40 メートルでありますそこに水溜りがあって、側溝の蓋の上は何でもないのですがその左右に水溜りがあって車の通行が難しいというようになっています。その側溝蓋掛けをする時は通行に支障がないかたちであったと思いますが、原状回復を地権者にはしなさいという要求はできますか。現在、放置された状況にありますよね。それを最初のように原状回復の請求は行政でできますか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 個人有地になっておりますので、またこの方々だけが利用しているのではなくて、その中に開発をされている住宅の方々、他の一般の方々も通っているわけですから、補修請求はできないものと思っております。

○議長 宮城清政君 1 番 知念富信議員。

○1 番 知念富信君 その町の財政で補修することはできませんか。地権者は別にして、町が単独で措置をすることはできませんか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 地域の生活道路あるいはまた通学路の位置付けであれば、舗装というわけにはいきませんが、ちょっとした穴の補修などは検討させていただきたいと思っております。現に他にもそういった所がありまして、そこも補修などはやっておりますので検討させていただきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 1 番 知念富信議員。

○1 番 知念富信君 車の往来が結構ありますので、そのあたりを補修のかたちでやっていただきたいと思います。よろしくご検討をお願いします。終わります。

○議長 宮城清政君 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれにて散会します。お疲れ様でした。

散会（午後 2 時 21 分）